

伊豆の国市長岡南浴場 指定管理者募集要項

伊豆の国市長岡南浴場(以下「南浴場」という。)の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定及び伊豆の国市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第141号)に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)を募集します。

1 公募する公の施設の概要

- (1) 名 称 伊豆の国市長岡南浴場
- (2) 所 在 地 伊豆の国市長岡1082番地の2
- (3) 規 模 木造平屋建て 建築面積：84.46㎡ 延床面積：81.15㎡
- (4) 内 容 ①浴室及び浴槽：16.56㎡×2＝33.12㎡（男女共、大小2槽）
②脱衣室：11.59㎡×2＝23.18㎡（男女共、ロッカー8人用×2台）
③待ち合わせコーナー：4.96㎡
④トイレ1室：2.48㎡
⑤ホール：13.80㎡
⑥物入：0.82㎡
- (5) 建 築 時 期 平成20年12月

2 指定管理業務の内容

- (1) 施設運営に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 自主事業に関する業務
- (4) その他

※詳細は別紙「伊豆の国市長岡南浴場 指定管理者業務仕様書」のとおり

3 指定期間

令和7年8月1日から令和13年3月31日まで 5年8か月

この期間は伊豆の国市議会での議決で決定いたします。

4 募集条件

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 共同事業体の場合は、少なくとも構成団体の一つが上記条件を満たしていること。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

また、複数の団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
- （２）伊豆の国市から入札参加停止措置を受けている団体
- （３）直近の 3 年間に於いて、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 2 号）により更生又は再生手続きを行っている団体
- （５）伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年伊豆の国市条例第 10 号）第 6 条第 3 項の規定による暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者（団体、代表者等）
- （６）地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、市又他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消日から指定の期間に相当する期間を経過していない団体

6 指定管理者選定の日程

指定管理者選定までの日程は、表 1 のとおりとします。

表 1 指定管理者選定の日程 一覧表

項 目	日 程
募集要項公表	令和 7 年 3 月 27 日（木）
応募受付開始	令和 7 年 4 月 1 日（火）
質問の受付	令和 7 年 4 月 1 日（火）から 令和 7 年 4 月 7 日（月）まで
見学会開催	令和 7 年 4 月 4 日（金）
質問に対する回答期限	令和 7 年 4 月 14 日（月）
応募受付締切	令和 7 年 4 月 30 日（水）17 時必着
一次審査（書類審査）	令和 7 年 5 月上旬
二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 5 月 13 日（火）予定

提案者への結果通知発送	令和 7 年 5 月中旬
指定管理者の議決	令和 7 年 6 月中旬
基本協定の締結	令和 7 年 7 月上旬
指定期間開始	令和 7 年 8 月 1 日

7 申請に関する事項

(1) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本 1 部、副本10部です。

ア 伊豆の国市長岡南浴場指定管理者指定申請書（様式 1）

イ 伊豆の国市長岡南浴場事業計画書（様式 2）

ウ 伊豆の国市長岡南浴場事業計画に関する収支予算書（様式 3）

エ 誓約書（様式 4）

オ その他添付書類

（ア）定款又はこれに準ずるものの謄本

（イ）役員名簿

（ウ）貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類（直近 3 年間）

（エ）市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書類
（直近 3 年間）

（オ）伊豆の国市長岡南浴場の管理に係る従事（予定）者等の名簿、採用見通し状況及び
管理体制組織図等

（カ）事業実績の一覧

(2) 申請方法

直接持参

(3) 提出場所

伊豆の国市役所 産業部 観光文化課

（伊豆の国市長岡 346 番地の 1 あやめ会館）

(4) 募集期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで（必着）

各日とも午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

日曜日、土曜日及び祝日は除く

(5) 見学会の開催

応募を予定する団体等に対して、下記のとおり見学会を開催します。

- ア 開催日時 令和7年4月4日(金) 午前11時から午後1時まで
- イ 集合場所 伊豆の国市長岡南浴場入口
- ウ 参加申込 参加を希望する団体等は、前日までにメールにてご連絡ください。
時間の調整をします。

(6) 質問の受付期間、回答日及び回答方法等

- ア 受付期間 令和7年4月1日(火)から令和7年4月7日(月) 午後5時まで
- イ 提出方法 質問書(様式5)に記入の上、メールにより受付期間内に観光文化課へ提出してください。
- ウ 回答方法 令和7年4月14日(月)の午後5時までに、市ホームページ上において、回答を掲載します。

(7) その他留意事項等

ア 不正等があった場合の取扱い

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- (ア) 複数の事業計画書を提出した場合
- (イ) 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- (ウ) 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (エ) その他不正な行為があったと市が認めた場合

イ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要の場合、その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(イ) 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(ウ) 返却

一度提出された書類は、お返ししません。

(エ) 申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。

ウ 申請に当たっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

市は、申請者から提出された事業計画書等について、書類審査及びプロポーザル審査を指定管理者選定等委員会に付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として提出され、議会の議決を経て市長が指名します。

なお、応募後に応募資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

ア 書類審査

事務局で申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について確認し、指定管理者選定等委員会で審査します。

イ プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、審査基準に照らして審査します。日程については後日連絡いたします。(令和7年5月13日(火)予定)

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重については、指定管理申請者審査表(様式17号)のとおりとします。

なお、委員全員の合計点数が最低基準(60%)に満たない提案は不採用となります。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定等委員会において、指定管理者(候補者)を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定等委員会で選定された指定管理者(候補者)は、優先交渉権者として所管課と細目協議を行います。協議成立後、市議会(令和7年6月議会を予定)に議案が提出され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

イ 指定管理者に指定する団体の名称

ウ 指定期間

(5) 選定結果の公表

選定結果（指定管理者（候補者）の名称、申請団体の評価点等）については、市議会で議決後、市ホームページで公開します。

9 協定等の締結

指定管理者の指定後（令和7年7月上旬を予定）、業務の詳細を定めるため、市と基本協定を締結します。

なお、基本協定の期間は令和7年8月1日から令和13年3月31日までとします。

また、指定管理委託料を定めるため、指定期間中の年度ごとに年度協定を締結します。

(1) 協定の項目（案）

- ア 指定期間に関する事項
- イ 利用の承認等に関する事項
- ウ 事業計画書に記載された事項
- エ 施設修繕に関する事項
- オ 市が支払うべき委託料に関する事項（指定管理委託料）
- カ 管理業務を行うに当って保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 事業報告に関する事項
- ク 指定の取消しに関する事項
- ケ 保険の取扱いに関する事項
- コ 緊急時の対応に関する事項
- サ その他市長が必要と認める事項

10 その他

(1) 情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、公開する場合があります。

(2) 指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は指定が終了となります。

(3) 問合せ先

〒410-2292 伊豆の国市長岡 346 番地の 1

伊豆の国市役所 産業部 観光文化課 (あやめ会館)

電話 055-948-1480

E-mail kankou@city.izunokuni.shizuoka.jp